公益財団法人愛知県国際交流協会ホームページ広告掲載取扱要綱

(趣　旨)

第１条　この要綱は、公益財団法人愛知県国際交流協会（以下「協会」という。）の公開･管理するホームページ（以下「協会ホームページ」という）を民間企業等の広告（以下「広告」という。）を掲載する媒体として活用することに関し、必要な事項を定めるものとする。

（目　的）

第２条　協会ホームページへの広告の掲載は、協会の新たな財源を確保し、もって県民サービスの向上を図ることを目的とする。

(広告掲載の範囲)

第３条　広告が次の各号に掲げるもののいずれかを内容とし、又は内容の一部に含むときは、当該広告を掲載しない。

(1) 法令等に違反するもの又はそのおそれのあるもの

(2) 公序良俗若しくは善良の風俗に反するもの又はそのおそれのあるもの

(3) 基本的人権を侵害するもの又はそのおそれのあるもの

(4) 政治性又は宗教性のあるもの

(5）特定の主義・主張に当たるもの（意見広告、個人の名刺広告を含む。）

(6) 虚偽であるもの又は誤認されるおそれのあるもの

(7) 責任の所在が不明確であるもの

(8) 内容が不明確であるもの

(9) 比較広告

(10)懸賞広告及びクーポン付きの広告

(11)前各号に掲げるもののほか、広告掲載の対象とすることが適当でないもの

２　広告が次に掲げる業種又は事業者に係るものであるときは、前項の規定にかかわらず当該広告を掲載しない。広告掲載中において、当該広告がこれらの業種又は事業者に係るもののいずれかに該当するに至った場合も、同様とする。

(1) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第２条に該当するもの又はこれに類似するものに係る業種又は事業者

(2) 消費者金融及び高利貸しに係る業種又は事業者

(3) たばこに係る業種又は事業者

(4) ギャンブル（宝くじを除く。）に係る業種又は事業者

(5) 法令等に定めのない医療に類似する行為に係る業種又は事業者

(6) 民事再生法（平成11年法律第225号）による再生手続又は会社更生法（平成14年法律第154号）による更生手続中の事業者

(7) 社会上の問題となっているものに係る業種又は事業者

(8) 前各号に掲げるもののほか、広告掲載の対象とすることが適当でない業種又は事業者

３　第１項及び第２項の規定に関しては、協会ホームページに掲載する広告だけではなく、当該広告がリンクしているホームページの内容についても適用する。

４　第１項各号に掲げる内容に係る基準は、別に定める。

（広告の規格等）

第４条 　広告の規格及び広告掲載位置等は原則次のとおりとする。

(1) 大きさ縦６０ピクセル横１２０ピクセル

(2) ＧＩＦファイルまたはＪＰＧファイル(動きのあるものも可)

(3) 位置は協会ホームページのトップページ右上

(4) 掲載枠数は３枠程度

(5) データ容量は３０ＫＢ以下

(6) 契約期間中の画像の内容やリンク先の変更は可能

（広告掲載料）

第５条　広告の掲載にかかる料金は、１枠１か月につき１０，０００円（消費税込）とする。１か月とは、当該月１日から当該月の末日までをいう。

２　賛助会員には、別途割引価格を適用する。

（契約期間）

第６条　広告を掲載する期間は、1か月単位とし、複数月の広告掲載の申込みがあった場合は、その掲載月を複数月とすることができる。

２ 広告を掲載する開始日は、原則として当該広告を掲載する月の第１日とする。

３ 広告掲載期間中、火災、地震等の自然災害、通信の停止等の人災など、協会の責めに帰すべき理由によらない通信遅延または通信不能については、一切の責任を負わないものとする。協会の都合によりホームページを閉鎖した時間が生じたとき、協会は、閉鎖した時間を24時間で除して得た日数（端数時間切捨て）に相当する期間、広告掲載期間を延長する。

（申込方法）

第７条　広告の掲載希望者は、別に定める広告掲載申込書及び会社概要や活動概要などがわかる資料を、広告掲載希望月の前月１０日までに協会に提出するものとする。

（広告掲載の決定）

第８条　協会は、第３条から第５条の規定により申込内容を審査し、広告掲載の可否を決定する。

（広告掲載料の納付）

第９条　広告掲載の決定を受けた申込者（以下「広告主」という）は、広告掲載開始日の10日前までに広告掲載料を協会に納付しなければならない。

（広告原稿の作成及び提出）

第１０条　広告主は協会が指定する方法により広告原稿を作成し、協会が指定する期日までに電子データで提出するものとする。

（広告内容の責任）

第１１条　広告主は、広告及び広告主が指定したリンク先のホームページの内容その他広告掲載に関するすべての事項について、一切の責任を負うものとする。

（広告掲載の取り消し）

第１２条　協会は、次の場合において広告の掲載を取り消すことができる。

(1) 指定する期日までに広告掲載料及び広告原稿作成料を納付しなかった場合

(2) 指定する期日までに広告原稿を提出しなかった場合

(3) 広告内容が不適当と判明した場合

（広告掲載料及び広告原稿作成料の返還）

第１３条　納付した広告掲載料は、広告主の責に帰さない理由により広告が掲載できなかった場合を除き、返還しない。

（その他）

第１４条　当協会ホームページへの広告掲載にかかることで、疑義が生じた場合については、協会がこれを定めることとする。

附　則

この要綱は、平成１９年３月１３日から施行する。

附　則

この要綱は、平成２３年４月１日から施行する。

（第５条関係）

愛知県国際交流協会ホームページ広告掲載申込書

(公財)愛知県国際交流協会会長殿

愛知県国際交流協会ホームページ広告掲載取扱要綱の内容に同意し、別紙のとおり広告の掲載を申し込みます。

|  |  |
| --- | --- |
| 法人名 | (ふりがな) |
| 申込日 | 年　　　月　　　日 |
| 所在地 | 〒　　　－  |
| 代表者役職･氏名 |  |
| 連絡先 | TEL |
| FAX |
| E-Mail  |
| 担当者役職・氏名 |  |
| 連絡先 | TEL |
| FAX |
| E-Mail |
| 申込者の事業内容 |  |
| ﾘﾝｸ先ｱﾄﾞﾚｽ |  | http://  |
| ﾘﾝｸ先ﾎｰﾑﾍﾟｰｼﾞの概要 |
| 掲載希望期間 | 年　　月～ 　年　　月（ 　か月）  |
| 掲載広告(ﾊﾞﾅｰ)のｺﾋﾟｰ | 〇ﾊﾞﾅｰをﾌﾟﾘﾝﾄｱｳﾄして貼り付けてください。 〇日本語以外の言語を使用している場合は、日本語訳を記述してください。  |